解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月七日岡山県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

岡山県備前市吉永町加賀美六四一番地
下畑生産森林組合
清算人　石川富己男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十九日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

香川県高松市屋島東町一六七六番地
東光寺
清算人　弁護士　山田　浩司
連絡先　高松市丸の内四番六号アラキビル二階―N　山田法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月四日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

佐賀県杵島郡大町町壽町一七番地
宗教法人法泉院
佐賀県伊万里市立花町一六〇四番地二六
杉山林太郎法律事務所
清算人　弁護士　杉山林太郎

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

札幌市北区北二十一条西八丁目二番二〇
札幌北二十一条ハイツ管理組合法人
清算人　佐藤　文昭

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日鶴岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山形県鶴岡市茅原町一三番一四の一号
鶴岡市茅原北土地区画整理組合
代表清算人　安達　修一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

横浜市旭区鶴ケ峰二丁目六七番地の七
医療法人社団田口歯科医院
清算人　田口　博

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十一日理事会及び評議員会の決議により令和八年三月三十一日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

横浜市鶴見区寺谷二丁目一二番地二六号
学校法人若葉会佐藤学園
清算人　佐藤　巌

解散公告（第二回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

新潟県新潟市東区宝町一番一六号
医療法人社団貴慎会
清算人　芝崎　素子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

長野県諏訪市大字四賀字開補院通一六四七番地
真宗長生派信濃教会
代表役員代務者　丸茂由佳里

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

静岡県掛川市原川一三番地の二
医療法人社団掛川三浦医院
清算人　三浦　都子

解散公告（第二回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府枚方市大字穂谷四五六一番地の三
農事組合法人枚方畜産組合
清算人　平野　宏久

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二十一日開催の評議委員会及び理事会の決議により、令和八年三月二十九日大阪府教育長の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府泉南郡岬町多奈川谷川一九〇五番地の二四
学校法人教円学園
清算人　浅井　周英

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

奈良県大和郡山市小南町五六番地
宗教法人真宗大谷派願誓寺
清算人　藤本　久子

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

島根県仁多郡奥出雲町横田一〇六三番地一
医療法人社団　信愛会
清算人　藤原　卓

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

広島県三次市十日市東三丁目七番六号
医療法人社団こさこ皮ふ科クリニック
清算人　小迫　雅敏

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

北九州市門司区下二十町四番一二号
宗教法人教善寺
清算人　村上　匡一

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

熊本県菊池郡大津町杉水一〇五四番地
農事組合法人杉下自給飼料生産組合
清算人　小山　博文